

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	会津坂下町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	94-3
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.aizubange.fukushima.jp/soshiki/2/3273.html

執行機関名 会津坂下町長

介護サービス等の給付に関する事務(介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等(介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。))

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	会津坂下町高齢者等訪問収集実施要綱(平成27年会津坂下町告示第23号)による高齢者等訪問収集に関する事務
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		会津坂下町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第10の項 会津坂下町高齢者等訪問収集実施要綱(平成27年会津坂下町告示第23号)による高齢者等訪問収集に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第1条	会津坂下町高齢者等訪問収集実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 <u>この法律は、加齢に伴つて生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帶の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</u>	第一条 <u>この要綱は、家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ及び資源ごみ(以下「家庭系ごみ」という。)を集積所に出すことが困難な、一人暮らしの65歳以上の高齢者等のいる世帯に対し、会津坂下町家庭系ごみ戸別訪問収集(以下「戸別訪問収集」という。)を行い、併せて安否の確認をすることにより、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		会津坂下町高齢者等訪問収集実施要綱(平成27年会津坂下町告示第23号)